

各位

会社名 伊藤忠エネクス株式会社

代表者名 代表取締役社長

岡田 賢二

(コード:8133 東証第一部) 問合せ先 コーホ<sup>°</sup>レート・コミュニケーション室 國貞 洋行

(TEL: 03-6327-8003)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月20日開催予定の当社 第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

(1) ガス事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、ガス事業法におけるガス事業の定義が変更されましたので、現行定款第2条に定める目的の一部について所要の変更を行うものです。

#### 【参考】ガス事業法の改正内容

- (改正前) この法律において「ガス事業」とは、一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業をいう。
- (改正後) この法律において「ガス事業」とは、<u>ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業</u>をいう。
- (2) 平成30年3月22日開催の取締役会において、本社移転を決議しておりますが、本店所在地が現在の東京都港区から東京都千代田区になるため、第3条に定める本店所在地の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 27. ガス事業法に基づく一般ガス事業、簡易ガス 事業、大口ガス事業及びガス導管事業	第2条(目的) 27. ガス事業法に基づく <u>ガス小売事業、一般ガス</u> 導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事 <u>業</u>
第3条(本店の所在地) 当会社は本店を東京都港区に置く。 (新設)	第3条 (本店の所在地) 当会社は本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。 <u>附 則</u> 第1条 第3条の変更は平成31年1月末日まで に開催される取締役会において決定す る本店移転日をもって、その効力を生
	じるものとする。なお、本条は、第 3 条の変更の効力発生日経過後、これを 削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 30 年 (2018 年) 6 月 20 日定款変更の効力発生日平成 30 年 (2018 年) 6 月 20 日

以上